

ぐ。

【三輪文書】

二二一四

尚々武藏家せばく、不自由成所候ば、家をも作り可申候。以上。

態申遣候。仍左京大夫、先々能州へ御下候て、少之間住宅事候。然者武藏家を相渡し可置候。此方より來廿日比ニ被立候間、可成其意候。武藏女共は我等屋敷へ移シ可置候。樂春を相副遣候間、其刻具一書にて可申遣候。先爲心得申候也。

六月十六日

利 家 在印

三輪藤兵へ殿

（淺野幸長は、是より先豊臣秀次にその懇志を通じたる判書といふもの露れたるを以て、秀吉の不興を得しなり。そは右筆磯谷が捏造せしなりといはる。中川武藏の家といふは天正十七年の頃武藏光重の謫せられたる鹿島郡津向の居館なるべし。）

六月十八日。前田利政、在能登の三輪吉宗に、

淺野幸長の將にその地に移らんとするを告ぐ。

【三輪文書】

二二一五

以上

淺野左京大夫殿、其地を被越候條、諸事何様与も可令馳走候。材木以下用之儀は、余多可有之候。無由斷可申付候。謹言。

六月十八日

利 政 在判

三輪藤兵衛尉殿

六月廿一日。徳川家康、前田利家に、蒲生秀行等のことに就いて消息を與ふ。

【北微遣文】

二二一六

追而中納言所へ節々御尋之由忝存候。万端御指南頼入存候。

内々御床敷存候砌、一□に御狀給候。委細披見本望存候。仍鶴千世殿の様子無心許存候處、無御別儀之由承満足仕候。定可爲御同意候。將又大佛之御普請被成之由、炎

天之時分御苦勞被申事候。頗而可罷上存候之條、万端期其節候。恐々謹言。

六月廿一日

家 康 在判

加賀中納言殿

御 報

（蒲生秀行の事に關しては本年二月九日の條参照。）

九月朔日。前田利長、今枝重直を祿して家臣とす。

【今枝家譜】

二二一七

爲堪忍料、越中國繩打内を以參千石令扶助畢。全可有知行狀如件。

文祿四年九月朔日

利 長 在判

今枝内記殿

（今枝重直はもと豊臣秀次の家臣なり。）

十月十二日。村井長頼等、伊勢の御師堤源介に、舊に依り越中射水郡小境村の神領を管せしむ。

【堤 文 書】 伊勢

二二一八

尚以守山殿に可被仰理候。此方無別儀候。以上。

御神領小堺村之事、今度從對馬守方此方へ被相渡候。書付ニも不加相候條、如前々無別儀被進置与相聞候。無相違全御收納可被仰付候。自然御用之事等不可存疎意候。恐々謹言。

文祿四年 十月十二日

村井豊後守 長 頼 在判

岡田長右衛門

種善坊法印

宗 俊 在判

堤 源 介 殿

御 代 官

文 祿 五 年

丙 申

慶 長 元 年

十 月 廿 七 日

紀 元 二 二 五 六

四月十五日。前田利家、在能登の三輪吉宗等に、